

## 第3期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回	第7回
日時	2013年5月9日（木）	13時30分	～ 15時30分
会場	中野区役所9階 第12会議室		
検討内容			
1	<p>会長あいさつ</p> <p>障害者施策については、①精神障害者の雇用義務化に向けた雇用促進法の改正、②障害者差別禁止法、と重要な施策が国において準備されている。差別禁止法は、いわゆる禁止法ではなく解消推進法であり、大きな違いがあると認識している。合理的配慮の明確化が論点であり、今後の動向に注意していきたい。</p>		
2	平成25年度自立支援協議会事務局職員紹介（事務局より）		
3	<p>相談支援機関会議報告（事務局担当者より報告）</p> <p>3～4月に報告されたケース事例は31件。知的障害者施設からの地域移行ケースでは、受け入れ体制が十分整備されないまま地域移行となり今後の支援策が話し合われた。多発性硬化症のケースでは重度訪問介護のサービス事業者がなかなか見つからなかったため、今後は中野区福祉情報マップの活用等について検討が必要である。また医療的ケアが必要な方の通学手段が確保できないケースや、高齢障害者で施設に通所できないケースが報告されており、送迎など新しい支援が求められている。</p> <p>&lt;意見交換概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行ケースの日中の居場所について、通所施設は毎日家から出る習慣がないと難しい。</li> <li>・ 受け皿を確保した上で段階を踏んで地域移行していく必要がある。</li> <li>・ 高齢者障害者の通う通所施設では、いつ次のステップを勧めたらよいのか、どういうステップを踏めばよいのか。</li> <li>・ 重度の方には医療的な面で訪問介護が入る。</li> <li>・ 知的障害者の施設から地域移行したケースに取り組んでいるが、入所中からの準備ではなく、地域に出てからどうやっていくかという、準備期間はほとんどない状況である。</li> </ul>		
4	各部会報告（各部部长より報告）		
①	<p>相談支援部会</p> <p>24年度検討のテーマは3つで、「個別ケースの課題検討」については1回実施、今後も定期的実施していく。「勉強会の開催」は、相談につなげていくため地域で活動する人たちと座談会方式のセミナーを実施した。「相談窓口紹介パンフレットの作成」では、相談窓口4事業所を紹介するパンフレットを作成することとした。ホームページに掲載し打ち出しできるようにする。また、社会資源マップも作れるとよい。</p> <p>配布先と配布部数については今後検討を行う。25年度の取り組みとしては、事例検討、勉強会を行いたい。また各事業所を見学したいとの意見が出ているので実施したい。社会資源マップも作りたい。</p> <p>自立支援協議会全般について、各部会同士の連携をさらに広げていきたい。相談支援機関会議で</p>		

(様式1)

は必要な社会資源に焦点をあて、課題を抽出して整理してほしい。

25年度 of 取組における意見交換では、18歳以上の医療的ケアが必要な方が利用できる社会的資源がない。親に何かあったときの緊急一時保護が必要である。難病患者が利用できるショートステイも補足している。等の意見が出された。

<意見交換概要>

- ・ 中野区 of 社会資源についての情報の共有化が必要だ。
- ・ 相談窓口紹介パンフレットは、相談先が分からない方たちが手にとれるような場所で配布していきたい。

## ② 地域生活支援部会

24年度 of 活動として、11月に地域の方と知り合うための研修会を開催した。また障害のある方のグループホームについて大家さん向けセミナーの検討を行った。3期後半の取り組みとしては緊急時に利用できるサービスを調査・見学する。次年度への引き継ぎは、大家さん向けセミナーの実施、他部会との連携を進める、地域生活を支える社会資源の調査、地域移行のための情報提供・啓発活動をしていく。

4月9日の部会では、6月に予定している大家さん向けセミナーについて検討を行った。

<意見交換概要>

- ・ 親がグループホームに預けたがらない理由として、集団生活のため家庭と同じような気配りをしてもらえないことがある。また、移動支援の利用時間は20時間までであり、親が亡くなってしまうと施設の中で過ごすしかない状況になる。
- ・ グループホームでは家庭と同じサービスが求められがちだが、受入側では全ては対応できない。障害のある人の地域生活に必要な支援として国に問題提起をしていく必要があるのではないか。

## ③ 就労支援部会

25年度 of 障害者の法定雇用率引き上げに伴い、企業は障害者雇用に積極的だが、求められる人材のレベルが高いため、就労できる人材が不足している。部会としては10月に発達障害のある方の就労支援セミナーを受講した。また、福祉的就労における工賃アップについては、共同受注促進事業が順調に実績を伸ばしている。優先調達法推進法の施行により区では発注を進めているが、もっと切り出しができないか検討が必要である。区内障害者就労施設から発注リストの提供を受け、これを活用していきたい。

<意見交換概要>

- ・ ハローワークにおける法定雇用率引き上げに伴う最近の動向について情報提供。大企業中心に障害者雇用が活発化している。昨年度からセミナーを前倒しして行っている。受け入れ先の現場の理解がなかなか進まないことが課題であるが、実習をしてから面接という取組をして一定の成果が出ている。
- ・ NPO 法人や企業が障害福祉サービス事業を開始するところが増えている。悪質な企業も出てきており問題視されている。

## 5 事業者連絡会報告 (各連絡会担当委員より報告)

### ① 居宅系事業者連絡会報告

(様式1)

24年度は4回開催。2事業者が世話人となる体制とした。10月に障害者総合支援法改正をテーマに従業者向け研修会を実施。11月には合同研修会の報告、障害者虐待防止法の情報提供、東京都における指導検査の実務の案内を行った。今年度は、精神障害者の対応についてテーマを設定し研修会を実施したい。その他、勉強会の実施や行政への提案も行っていきたい。

<意見交換概要>

- ・ 虐待防止法の報告義務について、実態を知りたい。  
→区から回答。10月～3月の間に通報が16件、内、虐待として認められたものが6件、都への報告が2件であった。

## ② 施設系事業者連絡会報告

24年度は6回開催。継続課題であった備蓄物資量の確認、緊急時の対応について検討を行った。また障害者虐待防止法に関する情報交換、研修会を行った。相談支援事業所の現状について情報提供を受けるとともに、触法者への対応などについて情報交換を行った。今後の活動としては、相談支援事業者、施設系事業者が提供できるサービスや先進的な活動等を共有し、広い視点から課題に取り組んでいく。

<意見交換概要>

- ・ 虐待については、支援と思ってやっていることが虐待につながるケースがあり、グレーゾーンが多い。虐待防止法は処罰ではなく報告により予防していくことが目的である。事例を出して対応を検討していくことがよいのではないか。
- ・ 計画相談支援の中野区の状況、方針、調査の過程について知りたい。  
→区から回答。24年度に計画相談支援で支給決定したのは3月中に2件のみ。25年5月から中部・北部すこやか福祉センターの障害者相談支援事業所に委託外という形で進めていく。したがって報酬を支払ったのは0件。今後、既にサービスを受けている人1451名について作成することになるが、作成できるのは研修を受けて実務経験がある相談支援専門員だけであり、相談支援専門員の確保が課題となっている。
- ・ 資格がないと作成できず、単価が安いいため事業者としては割に合わない。相談1件につき約1600ポイント、アウトリーチが事業者として負担感がある。

## 5 その他

- ・ 今年度の全体会の開催日程の連絡（資料6）
- ・ 事務局業務委託先の社会福祉法人愛成会の連絡先について（別紙）
- ・ 江古田の森入所者募集について。身体2名・知的2名。入所の相談は区へ。
- ・ ケアホームやまゆり入居者募集について。共同生活介護・共同生活援助。入居相談は江古田の森へ。

<意見交換概要>

- ・ 身体の医療的ケアを必要とする重度重複障害の方のグループホームの設置を区において考えていただきたい。

備考

次回日程 7月24日(水) 13:30～ 中野区役所7階 第4会議室